

負担割合	所得区分	条件	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の限度額 (世帯ごと)
3割	現役並み所得者3	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円以上の人	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ※多数該当の場合は140,100円	
	現役並み所得者2	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が380万円以上の人	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ※多数該当の場合は93,000円	
	現役並み所得者1	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が145万円以上の人	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※多数該当の場合は44,400円	
2割	一般2	現役並み所得者3・2・1以外の被保険者で (1)被保険者が1人の世帯 住民税課税所得が28万円以上かつ年金収入 +その他の合計所得が200万円以上 (2)被保険者が2人以上の世帯 住民税課税所得が28万円以上かつ年金収入 +その他の合計所得が320万円以上	18,000円 ※1年間(8月~翌7月) の外来の自己負担額の上 限は144,000円	57,600円 ※多数該当の場合は 44,400円
1割	一般1	現役並み所得者3・2・1、一般2 区分2・区分1以外の人		
	区分2	世帯全員が住民税非課税の人で、区分1以外の人		24,600円
	区分1	世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得 (年金の場合は、年金収入から80万円を差し引 いた額。給与の場合は給与所得から10万円を差 し引いた額)の合計が0円となる人	8,000円	15,000円